

川崎市上下水道局企業職員リハビリ職免取扱要綱

(平成5年9月30日5川水総職第488号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、病気休職者が職務復帰後、早期に職場に完全復帰するため、定期的に通院してリハビリテーション等を行う場合又は上下水道局企業職員（以下「職員」という。）が症状の改善を図るための職免（以下「リハビリ職免」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 リハビリ職免の対象者は、病気休職者が職務復帰後も、医師の診断により定期的に通院してリハビリテーション等を行う職員のうち、正規の勤務時間外に通院することが困難な職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）とする。

(承認時間等)

第3条 リハビリ職免は、医師の診断により定期的に通院を要する期間において、週1回、半日を限度として必要な時間について承認する。

(服務の取扱い)

第4条 前条の承認時間中は、職務専念の義務を免除する。

(関係書類)

第5条 川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年水道局規程第15号）第22条第2項の関係書類は、定期的に通院を要する旨の医師の診断書とする。

(例月給与の取扱い)

第6条 リハビリ職免の時間に係る給与は、有給とする。ただし、リハビリ職免を含め月の全日数にわたって勤務しなかった場合には、通勤手当、特殊勤務手当及び管理職手当は支給しない。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、リハビリ職免に関し必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総総第2041号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月1日2川上総庶第468号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員リハビリ職免取扱要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。